

平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 ドワンゴ  
代表者名 代表取締役社長 荒木 隆司  
(コード：3715、東証第一部)  
問合せ先 執行役員  
コーポレート本部長 小松 百合弥  
(TEL. 03-3549-6300)

会社名 株式会社 KADOKAWA  
代表者名 代表取締役社長 松原 眞樹  
(コード：9477、東証第一部)  
問合せ先 常務取締役  
管理統括本部 統括本部長 谷口 常雄  
(TEL. 03-3238-8412)

### 株式会社ドワンゴと株式会社 KADOKAWA との 統合契約書の締結及び株式移転計画書の作成について

株式会社ドワンゴ（本社：東京都中央区、代表取締役社長：荒木 隆司、以下、ドワンゴ）と株式会社 KADOKAWA（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：松原 眞樹、以下、KADOKAWA）とは、対等の精神に基づき共同株式移転によりドワンゴと KADOKAWA（以下、両社）の完全親会社となる株式会社 KADOKAWA・DWANGO（以下、統合持株会社）を設立（以下、本株式移転）する方法により経営統合（以下、本経営統合）することについて合意に達し、本日、それぞれの取締役会の決議に基づき、統合契約書（以下、本統合契約）を締結するとともに、統合持株会社設立のための株式移転計画書を作成しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本経営統合は、両社株主総会及び関係当局の承認等を前提としております。

#### 1. 経営統合の検討経緯

ドワンゴは、モバイル端末向けコンテンツ配信サービスやゲームソフトの開発・販売、ライブイベントの運営、そして日本最大級の動画サービスである niconico を展開し、その扱うコンテンツの独自性や特異性、ユーザー同士のコミュニケーションから生まれる創作文化の支持を受け、「ネット」と「リアル」が融合する次世代ネットワーク・エンタテインメント分野での事業展開を推し進めてまいりました。niconico は、平成 26 年 3 月末現在で登録会員数 3,936 万人、有料のプレミアム会員数 223 万人を有するプラットフォームに成長しており、変化の激しい業界において、今までにないユニークなサービスの創造に継続的に取り組んでおります。

KADOKAWA は、出版事業、映像事業、著作権事業、デジタルコンテンツ事業等を行い、優れたコンテンツ創出力とブランドを活かして、世界で通用する IP の創出と国内外での事業展開の強化に向けて邁進してまいりました。平成 25 年 10 月には、連結子会社 9 社を吸収合併し、事業会社としての強固な基盤を確立するとともに、IP を核とした多種多様な領域をカバーするメガコンテンツパブリッシャー、デジタルコンテンツプラットフォームとして、新たなサービスに挑戦しております。

近年、LTE 等の高速通信網の整備により、外出時も大容量通信を利用できる環境が整備されたことで、スマートフォンやタブレット端末等の急速な普及とともに通信機能を備えたデバイスの進化と多様化が進んでおります。それに伴い、多様なユーザーニーズに応えるための新しいアプリやサービスが次々と登場し、また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、動画配信サービス、電子書籍等のデジタルコンテンツの利用

も拡大しております。

かかる事業環境の下、ドワンゴと KADOKAWA は持続的な成長を図るために、ドワンゴの niconico を始めとした様々なサービス及び高度なネットワーク技術と、KADOKAWA の書籍、コミック、映画、アニメ、情報誌、ゲームなどのエンタテインメント・コンテンツを連携させ、付加価値の高いコンテンツや新規サービスを迅速に提供することを目的として、平成 22 年 10 月に包括的業務提携を行い、平成 23 年 5 月には資本提携を行っております。さらに、両社は、互いのリソースを活用し、新しい形の広告サービスを開発するために、平成 25 年 3 月にドワンゴの子会社であった株式会社スマイルエッジ（以下、スマイルエッジ）を合弁会社化いたしました。

これらの結果、両社のコラボレーションにより互いの収益に貢献する事業が生まれるなど、事業提携は順調に進捗しております。

この度、両社のビジョン、経営方針及び両社を取り巻く環境を総合的に勘案した結果、両社の提携関係をより一層強化することが相互の経営戦略に合致するものであり、さらに両社が経営統合を行って共通の理念と戦略の下でそれぞれの経営資源を有効活用することが、ユーザーを含めたあらゆるステークホルダーの皆様の期待に沿えるものとの認識に至りました。そのため、ドワンゴと KADOKAWA により統合持株会社を設立し、両社対等の精神において経営統合を行うことを決定いたしました。

## 2. 経営統合の目的及び中期的な目標

本経営統合は、デジタル化とインターネット技術が進展するなかで、ドワンゴの有する技術力及びネットプラットフォームと KADOKAWA の有するコンテンツ及びリアルプラットフォームを融合させ、ネット時代の新たなビジネスモデルとなる“世界に類のないコンテンツプラットフォーム”を確立することを目指します。

また、中期的には“進化したメガコンテンツパブリッシャー”として、ネット時代の新たなメディアを築いてまいります。

## 3. 経営統合により見込まれる相乗効果

両社は、「コンテンツとテクノロジーの融合」「リアルプラットフォームとネットプラットフォームの融合」について協議を進めた結果、両社事業の強みを相互に活用し、補完性を高め、既存事業の強化・新規事業創出を実現させるためには、統合持株会社体制への移行が最適であると判断いたしました。本経営統合によって、両社共通の経営戦略の下で、統合によるシナジーを最大限発揮できる経営体制を構築し、両社のユニークな事業特性を活かした連携を進めてまいります。

### (1) 両社事業の連携によるシナジー効果

ドワンゴの最先端のネットプラットフォームと魅力ある KADOKAWA のコンテンツを融合させた新たなビジネスモデルのもとにプラットフォームを強化し、ドワンゴのプラットフォームの更なるユーザー数の増加・広告収入の増加という好循環を生み出します。

KADOKAWA の優れたコンテンツ編集力を活かし、ドワンゴのプラットフォーム上で User Generated Content として創出される多様なコンテンツをプレミアム化し、メディアミックスを含めた KADOKAWA の販売・流通施策を通じて、KADOKAWA におけるコンテンツ販売事業を最大化いたします。

また、ドワンゴのネットプラットフォームにおける情報展開力と KADOKAWA の情報取材・編集力を活かし、他のマスメディアを補完するネット時代の新しいメディアを構築いたします。

海外においては、既に KADOKAWA が展開している現地拠点やその運営ノウハウと、ドワンゴのネットプラットフォーム等を活用し、新たなビジネスモデルを検討してまいります。

さらに、両社にて強化されるプラットフォームの上で、両社が持つさまざまなコンテンツや販売チャネルを活用し、EC・新広告サービスの拡大を目指します。

なお、スマイルエッジによる両社広告媒体の共同営業を既にも実施しておりますように、本経営統合においてシナジー効果を生むと見込まれる事業については、既存、新規を問わず、両社より互いに経営資源を持ち寄り、スピード感を持って取り組んでまいります。

## (2) 統合持株会社体制による経営の機動性・効率性

統合持株会社体制により、両社共通の経営戦略の下、統合持株会社が成長分野に両社の経営資源を効率的に配分いたします。両社は、独自性を活かしながら、統合持株会社において総合力を最大限発揮させる経営体制を構築いたします。さらに、管理部門・ITシステムの統合等、統合可能なエリアの効率化を実現し、企業価値の向上を目指してまいります。

両社は、本日の本経営統合にかかる決議を受けて、グループ統合委員会を設置し、統合持株会社体制への円滑な移行及び本経営統合の目的の早期実現に向けて、詳細な検討を開始いたします。

## 4. 経営統合の形態

### (1) 統合持株会社設立の目的

統合持株会社は、グループ企業を統括し、グループ企業価値の最大化を目指します。また、両社は統合持株会社の下、相互に協力を行いながら、各社の事業戦略に基づき、グループ全体の発展に寄与します。両社は、互いのコンテンツとプラットフォームを利用して新しいビジネスを創造し、必要に応じて統合持株会社の下に新たな子会社を設立し、事業を拡大してまいります。

当面、それぞれの事業会社は独立して運営しますが、適材適所の考え方で人材の相互活用を進めます。その文化的交流のなかで両社の人材を育成し、前述した戦略の実行を加速いたします。

### (2) 統合持株会社の形態

両社は、両社の株主総会の特別決議による承認及び本経営統合を行うにあたり必要な関係当局の許認可を得ることを前提として、平成26年10月1日を効力発生日（予定）として、共同株式移転により統合持株会社を設立いたします。

## 5. 経営統合の要旨

### (1) 経営統合の日程

本経営統合契約締結承認取締役会決議日	平成26年5月14日（本日）
本経営統合契約締結日	平成26年5月14日（本日）
臨時株主総会基準日公告日（ダウンゴ）	平成26年5月14日（予定）
臨時株主総会基準日（ダウンゴ）	平成26年5月29日（予定）
定時株主総会決議日（KADOKAWA）	平成26年6月21日（予定）
臨時株主総会決議日（ダウンゴ）	平成26年7月3日（予定）
上場廃止日（両社）	平成26年9月26日（予定）
統合持株会社設立登記日（効力発生日）	平成26年10月1日（予定）
統合持株会社の上場日	平成26年10月1日（予定）

### (2) 株式移転に係る割当ての内容

	KADOKAWA	ダウンゴ
株式移転比率	1.168	1

（注1）これにより、KADOKAWAの普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式1.168株を、ダウンゴの普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式1株をそれぞれ割当て、交付いたします。なお、KADOKAWAの株主に交付する統合持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、当該株主に1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

また、統合持株会社の単元株式数は、100株とします。

なお、100株未満の統合持株会社の株式の割当てを受けるダウンゴまたはKADOKAWAの株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却す

ることはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、統合持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(注2) 統合持株会社が株式移転により交付する新株式数(予定): 普通株式 74,907,650 株

上記は平成 26 年 3 月 31 日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数であり、両社は、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全てを本株式移転の効力発生直前時までに消却することを予定しており、また、統合持株会社設立直前までに KADOKAWA の新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、統合持株会社が交付する新株式数は変動する可能性があります。

### (3) ドワンゴ及び KADOKAWA に割り当てられる統合持株会社の株式の取扱い

本株式移転に際し、ドワンゴが保有する KADOKAWA 株式(平成 26 年 3 月 31 日現在 730,000 株)、KADOKAWA が保有するドワンゴ株式(平成 26 年 3 月 31 日現在 4,992,600 株)に対しては、株式移転比率に応じて、統合持株会社の株式が割り当てられる結果として、ドワンゴ及び KADOKAWA は完全親会社である統合持株会社の株式を保有することとなりますが、当該統合持株会社の株式については、本株式移転の効力発生日以降、統合持株会社への現物配当も含めて、会社法の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

当該処分の方法については、確定次第お知らせいたします。

### (4) 株式移転比率の算定根拠等

#### ①算定の基礎

両社は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、ドワンゴは J.P.モルガン証券株式会社(以下、J.P.モルガン)を、KADOKAWA は野村證券株式会社(以下、野村證券)を本経営統合のためのフィナンシャル・アドバイザーとして任命しそれぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領しました。

J.P.モルガンは、ドワンゴ及び KADOKAWA の株式の価額について、両社の株式が証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の見通しを反映するため、両社についての公開情報及び両社から J.P.モルガンに対して提出されたそれぞれの内部財務分析・予測に基づくディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、DCF 法)による算定を行いました。各手法による株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、ドワンゴの普通株式 1 株に対して統合持株会社の普通株式を 1 株割り当てる場合に、KADOKAWA の普通株式 1 株に割り当てる統合持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価平均法	1 : 1.11~1.23
DCF 法	1 : 0.95~1.46

なお、市場株価平均法については、平成 26 年 5 月 13 日を算定基準日として、算定基準日の両社の株価終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値平均株価を算定の基礎としております。

J.P.モルガンが DCF 法による分析に用いたドワンゴの将来の業績・事業予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。これは主として、プレミアム会員の増加を含むポータル事業における増益を見込んでいるためです。

また、J.P.モルガンが DCF 法による分析に用いた KADOKAWA の将来の業績・事業予測においては、平成 27 年 3 月期につき、新規事業投資による大幅な減益を見込んでおります。他方、平成 28 年 3 月期以降の事業年度については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。これは主として、

上記の新規事業投資の効果出現等の業績寄与による増益を見込んでいるためです。

J.P.モルガンの上記株式移転比率算定書は、ドワンゴの取締役会が本経営統合を検討するにあたり、情報を提供し支援するという目的のみのために作成されました。J.P.モルガンは、ドワンゴまたはその取締役会に対して、本経営統合に係る特定の株式移転比率について推奨しておらず、また、特定の株式移転比率が唯一の適切な取引条件であることについても推奨しておりません。

また、ドワンゴは、J.P.モルガンから、平成26年5月14日付で、一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がドワンゴの普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

(注) J.P.モルガンのフェアネス・オピニオン及びその基礎となる株式移転比率の算定の前提条件、検討された事項及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりです。

J.P.モルガンは、そのフェアネス・オピニオンに記載された意見の表明及びその基礎となる株式移転比率の算定を行うにあたり、公開情報、ドワンゴ若しくはKADOKAWAから提供を受けた情報またはドワンゴ若しくはKADOKAWAと協議した情報及びJ.P.モルガンが検討の対象とした、またはJ.P.モルガンのために検討されたその他の情報等の一切が正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性について検証を行ってはおきません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません）。J.P.モルガンは、ドワンゴまたはKADOKAWAのいかなる資産及び負債についての評価または査定も行っておらず、また、そのような評価または査定の提供も受けておらず、さらに、J.P.モルガンは、倒産、支払停止またはそれらに類似する事項に関する適用法令の下でのドワンゴまたはKADOKAWAの信用力についての評価も行っておりません。J.P.モルガンは、ドワンゴ及びKADOKAWAから提出されたまたはそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析または予測に関連するドワンゴ及びKADOKAWAの将来の業績や財務状況に関する経営陣の現時点での最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。J.P.モルガンは、かかる分析若しくは予測またはそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。J.P.モルガンはまた、本経営統合、本統合契約及び本株式移転計画（以下、本統合契約と併せて、本統合契約等）により企図される他の取引が、日本の法人税法上、非課税組織再編として適格であること、ドワンゴの代表者との間の協議においてまたはドワンゴの代表者から提供を受けた資料にて説明された税務効果があること、本統合契約等に規定されたとおりに実行されること、及び本統合契約等の最終版がJ.P.モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。J.P.モルガンは、本統合契約等においてドワンゴ及びKADOKAWAが行った表明と保証が、J.P.モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びにドワンゴが本統合契約等に規定された、J.P.モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことを前提としております。J.P.モルガンは、法務、当局による規制、税務、会計等の事項に係る専門家ではなく、それらの点についてはドワンゴのアドバイザーの判断に依拠しております。さらに、J.P.モルガンは、本経営統合の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意または許認可が、ドワンゴ若しくはKADOKAWAまたは本経営統合の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

J.P.モルガンの意見表明は、必然的に、J.P.モルガンのフェアネス・オピニオンの日付現在でJ.P.モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいております。J.P.モルガンの意見表明がなされた後の事象により、当該意見表明が影響を受けることがあります。J.P.モルガンはその意見を修正、変更または再確認する義務を負いません。J.P.モルガンのフェアネス・オピニオンは、本経営統合における株式移転比率がドワンゴの普通株式の株主にとって財務的見地から公正であることについての意見を表明するものにとどまり、ドワンゴのいかなる種類の有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとって本経営統合またはそれらの者が受領する対価が公正であることについて意見を述べるものではなく、また本経営統合を実行するというドワンゴの決定の是非について意見を述べるものではありません。J.P.モルガンは、将来において取引されるドワンゴの普通株式またはKADOKAWAの普通株式の価格に関し、意見を述べるものではありません。

J.P.モルガンは本経営統合に関するドワンゴのファイナンシャル・アドバイザーであり、かかるファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価としてドワンゴから報酬を受領する予定ですが、当該報酬の相当部分は本経営統合が実行された場合のみ発生します。さらに、ドワンゴは、かかる業務に起因して生じ得る一定の債務についてJ.P.モルガンを補償することに同意しております。J.P.モルガンのフェアネス・オピニオンの日付までの2年間において、J.P.モルガン及びJ.P.モルガンの関係会社は、本経営統合に関

するファイナンシャル・アドバイザー業務を除き、ドワンゴまたは KADOKAWA のために重要なファイナンシャル・アドバイザー業務、商業銀行業務または投資銀行業務を行ったことはありません。J.P.モルガン及び J.P.モルガンの関係会社は、その通常の業務において、ドワンゴまたは KADOKAWA が発行した債券または株式の自己勘定取引または顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J.P.モルガン及び J.P.モルガンの関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジションまたは売持ちポジションを保有する可能性があります。

他方、野村證券は、KADOKAWA 及びドワンゴの財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、両社について、両社の株式がともに取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を採用して算定を行いました。各評価方法による算定結果は以下のとおりであります。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、ドワンゴの普通株式 1 株に対する KADOKAWA の普通株式の評価レンジを記載したものであります。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価平均法	1 : 1.11~1.23
類似会社比較法	1 : 0.84~1.45
DCF 法	1 : 1.07~1.16

なお、市場株価平均法では、平成 26 年 5 月 13 日（以下、算定基準日）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社とその関係会社の資産または負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っていません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

また、野村證券が DCF 法の前提とした KADOKAWA の将来の利益計画については、平成 27 年 3 月期において、新規事業投資により対前年度比較において大幅な減益が見込まれますが、平成 28 年 3 月期以降は、上記の新規事業投資の効果出現等の業績寄与により対前年度比較において大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。一方、野村證券が DCF 法の前提としたドワンゴの将来の利益計画については、平成 26 年 9 月期以降、プレミアム会員の増加を含むポータル事業における増益により、対前年度比較において大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。

KADOKAWA は、野村證券から平成 26 年 5 月 14 日付にて、一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が KADOKAWA の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

## ②算定の経緯

ドワンゴは J.P.モルガンに、KADOKAWA は野村證券に、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

## ③算定機関との関係

J.P.モルガンは両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。また、野村證券は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しませ

ん。

(5) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

KADOKAWA が発行している 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、新株予約権者に対してその保有する新株予約権に代わる統合持株会社の新株予約権を割当て交付するとともに、当該新株予約権付社債に係る債務のうち、本株式移転の効力発生直前時において未償還のものを統合持株会社が承継いたします。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

両社は、新たに設立する統合持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。また、両社は株式移転により統合持株会社の完全子会社となりますので、統合持株会社の上場に伴い、両社は平成 26 年 9 月 26 日に東京証券取引所をそれぞれ上場廃止となる予定です。なお、上場廃止につきましては、両社とも東京証券取引所の規則によりその期日が規定されております。

(7) 公正性を担保するための措置

上記(4)①のとおり、ドワンゴは、J.P.モルガンから平成 26 年 5 月 14 日付にて(4)①算定の基礎に記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がドワンゴの普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。

また、上記(4)①のとおり、KADOKAWA は、野村證券から平成 26 年 5 月 14 日付にて、(4)①算定の基礎に記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が KADOKAWA の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。

また、各社は、法務アドバイザーとして、ドワンゴは西村あさひ法律事務所を、KADOKAWA は森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の方法及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。また、森・濱田松本法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。

(8) 利益相反を回避するための措置

KADOKAWA の取締役相談役(取締役相談役就任以前は代表取締役社長)である佐藤辰男氏は、ドワンゴの取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本日開催のドワンゴの取締役会において、本経営統合及び本株式移転に関する議題の審議及び決議に参加しておりません。本日開催のドワンゴの取締役会においては、佐藤辰男氏を除いたドワンゴの取締役全員の賛成により、本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成が決議されております。また、本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成について、ドワンゴの監査役はいずれも異議がない旨を述べております。

ドワンゴの代表取締役会長である川上量生氏は、KADOKAWA の取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本日開催の KADOKAWA の取締役会において、本経営統合及び本株式移転に関する議題の審議及び決議に参加しておりません。本日開催の KADOKAWA の取締役会においては、川上量生氏を除いた KADOKAWA の取締役全員の賛成により、本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成が決議されております。また、本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成について、KADOKAWA の監査役はいずれも異議がない旨を述べております。

6. 本株式移転の当事会社の概要

(1)	名 称	株式会社ドワンゴ	株式会社 KADOKAWA				
(2)	所 在 地	東京都中央区	東京都千代田区				
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 荒木 隆司	代表取締役社長 松原 眞樹				
(4)	事 業 内 容	ネットワーク・エンタテインメント・サービス及びコンテンツの企画・開発・運営、動画コミュニティサービスの運営等	出版事業、映像事業、著作権事業、デジタルコンテンツ事業等				
(5)	資 本 金	106 億 16 百万円 (平成 26 年 3 月末)	288 億 25 百万円 (平成 26 年 3 月末)				
(6)	設 立 年 月 日	平成 9 年 8 月 6 日	昭和 29 年 4 月 2 日				
(7)	発 行 済 株 式 数	40,810,400 株 (平成 26 年 3 月末)	29,258,393 株 (平成 26 年 3 月末)				
(8)	決 算 期	9 月末日	3 月末日				
(9)	従 業 員 数 ( 連 結 )	1,075 名 (平成 26 年 3 月末)	2,795 名 (平成 26 年 3 月末)				
(10)	主 要 取 引 先	株式会社 NTT ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	日本出版販売株式会社 株式会社トーハン				
(11)	主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱東京 UFJ 銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 株式会社りそな銀行 三菱 UFJ 信託銀行株式会社				
(12)	大株主及び持株比率	川上 量生 14.85% 株式会社 KADOKAWA 12.23% ゴールドマンサックス インターナショナル 8.88% エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 6.04% 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口) 5.48% (平成 26 年 3 月末)	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 ( 信託口) 8.02% 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 ( 信託口) 5.73% 日本生命保険相互会社 5.29% カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 4.70% NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT 4.63% (平成 26 年 3 月末)				
(13)	当事会社間の関係						
	資 本 関 係	ドワンゴは KADOKAWA の発行済株式総数の 2.49%を、KADOKAWA はドワンゴの発行済株式総数の 12.23%をそれぞれ保有しております。					
	人 的 関 係	ドワンゴの代表取締役会長 1 名が KADOKAWA の取締役を兼務しており、KADOKAWA の取締役相談役 1 名がドワンゴの取締役を兼務しております。					
	取 引 関 係	ニコニコ動画、ニコニコ静画 (電子書籍) に関わる取引がございます。					
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	KADOKAWA は、ドワンゴの関連当事者に該当します。					
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (連結)						
	決算期	ドワンゴ (連結)			KADOKAWA (連結)		
		平成 23 年 9 月期	平成 24 年 9 月期	平成 25 年 9 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
	連 結 純 資 産	20,550	18,260	20,736	77,050	87,545	110,931



連 結 総 資 産	27,018	24,653	28,853	128,751	139,898	156,105
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	94,992.47	446.50	506.95	2,945.20	3,339.17	3,772.22
連 結 売 上 高	34,298	36,243	35,946	147,392	161,602	151,148
連 結 営 業 利 益	1,671	1,345	2,130	5,655	7,951	6,169
連 結 経 常 利 益	1,473	1,284	2,292	5,905	8,661	7,337
連 結 当 期 純 損 益	1,238	△506	2,271	3,604	5,040	7,592
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 損 益 (円)	6,439.97	△12.61	55.68	140.03	194.72	277.80
(15)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単体)					
決算期	ドワンゴ (単体)			KADOKAWA (単体)		
	平成 23 年 9 月期	平成 24 年 9 月期	平成 25 年 9 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
純 資 産	19,321	17,656	19,675	61,436	64,816	69,708
総 資 産	24,420	21,069	25,026	90,824	95,705	106,976
売 上 高	27,040	19,432	19,178	3,975	6,718	5,719
営 業 利 益	1,551	106	542	677	2,829	907
経 常 利 益	1,483	302	1,412	1,010	2,949	971
当 期 純 損 益	1,395	△1,005	1,951	△591	2,747	677
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	2,000.00	2,000.00	2,000.00	35.00	35.00	45.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注1) 上記 (15) の KADOKAWA の経営成績及び財政状態 (単体) については、平成 26 年 3 月期について、現時点において公表済みの確定した決算数値がないことから、記載しておりません。

(注2) ドワンゴは平成 25 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 200 株の割合で株式分割を行いました。このため平成 24 年 9 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり連結純資産額及び 1 株当たり連結当期純損益金額を算定しております。1 株あたり配当金につきましては、実際の数値を記載しておりますが、仮に当該株式分割が行われたと仮定した場合は、1 株あたり配当金は平成 23 年 9 月期から平成 25 年 9 月期の各期についていずれも 10 円となります。

#### 7. 株式移転により新たに設立する会社の状況

(1) 名 称	株式会社 KADOKAWA・DWANGO 英文社名：KADOKAWA DWANGO CORPORATION
(2) 所 在 地	東京都千代田区

(3) 代表者及び役員の 就 任 予 定	代表取締役会長	川上 量生	現： ドワンゴ 代表取締役会長 (KADOKAWA 取締役)
	代表取締役社長	佐藤 辰男	現： KADOKAWA 取締役相談役 (ドワンゴ 社外取締役)
	取締役相談役	角川 歴彦	現： KADOKAWA 取締役会長
	取締役	荒木 隆司	現： ドワンゴ 代表取締役社長
	取締役	松原 眞樹	現： KADOKAWA 代表取締役社長
	取締役	瀧村 弘一	現： KADOKAWA 常務取締役
	取締役	夏野 剛	現： ドワンゴ 取締役
	取締役	小松 百合弥	現： ドワンゴ 執行役員
	社外取締役	船津 康次	現： KADOKAWA 社外取締役
	社外取締役	星野 康二	現： ドワンゴ 社外取締役
	社外取締役	麻生 巖	現： ドワンゴ 社外取締役
	監査役 (常勤)	高山 康明	現： KADOKAWA 監査役
	監査役 (常勤)	初本 正彦	現： ドワンゴ 内部監査室室長
	監査役 (非常勤)	渡邊 顯	現： KADOKAWA 社外監査役
監査役 (非常勤)	鈴木 祐一	現： ドワンゴ 社外監査役	
(4) 事 業 内 容	出版事業、映像事業、著作権事業、デジタルコンテンツ事業、ネットワーク・エンタテインメント・サービス及びコンテンツの企画・開発・運営、動画コミュニティサービスの運営等を行う会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等		
(5) 資 本 金	200 億円		
(6) 決 算 期	3 月末日		
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。		
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。		

#### 8. 会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合会計基準における「取得」に該当し、本株式移転により完全子会社となる両社のうちドワンゴを取得企業とするパーチェス法を適用することが見込まれております。パーチェス法の適用に伴い統合持株会社の連結決算において負ののれん（またはのれん）が発生する見込みですが、現時点では金額を見積もることができないため、金額につきましては確定次第お知らせいたします。

#### 9. 今後の見通し

本株式移転により新たに設立する統合持株会社の経営方針、計画及び業績見通し等につきましては、今後両社で検討していき、確定次第お知らせいたします。

以 上